

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

森林に対する国民の期待は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等、公益的機能の発揮を中心として多岐にわたっている(資料V-2)。

このため、国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、重視される機能に応じた管理経営を推進するとともに、民有林との一体的な整備・保全を実施し、民有林を含めた面的な機能発揮に積極的に取り組んでいる。

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全)

国有林野の管理経営に当たっては、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養^{かん}タイプ」の5つに区分した上で、それぞれの流域の自然的特性等を勘案しつつ、これらの区分に応じて森林の整備・保全を推進することとしている(資料V-3)。また、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を、木材安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画

的に供給することにより、その機能を発揮するものと位置付けている。

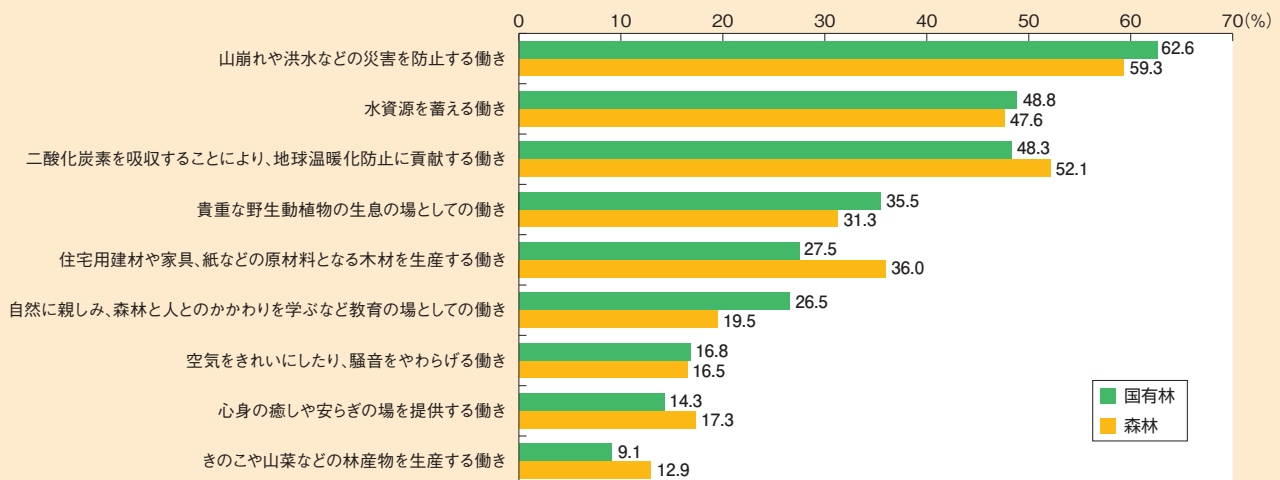
国有林野においては、森林資源の成熟に伴い、森林資源の循環利用の観点から主伐後の確実な更新を図るとともに、森林生態系全般に着目し、公益的機能の向上に配慮した施業を行っていくなど、機能に応じた多様で健全な森林づくりが必要となっている。

資料V-3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 146万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 169万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 50万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養 ^{かん} タイプ 392万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、平成30(2018)年4月1日現在の数値である。
資料：農林水産省「平成29年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料V-2 森林と国有林に期待する役割(複数回答3つまで)



注1：消費者モニターを対象とした調査結果。

注2：この調査での「消費者」は、農林水産行政に関心がある20歳以上のもので、原則としてパソコンでインターネットを利用できる環境にある者。

資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

る。このため、同一空間内、あるいは、一定の範囲内における小面積・モザイク的配置からなる複層林や針広混交林へと誘導していく施業、伐採年齢の長期化等に取り組んでいる。

(治山事業の推進)

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、平成29(2017)年度末現在で国有林野面積の90%に当たる685万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されている。国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコストの縮減を図りながら、治山事業による荒廃地の整備や災害からの復旧、保安林の整備等を計画的に進めている。

国有林内では、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行っている。

民有林内でも、大規模な山腹崩壊や地すべり等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っており、平成

30(2018)年度においては、16県22地区の民有林でこれらの事業を実施した。

また、国有林と民有林との間での事業の調整や情報の共有を図るため、各都道府県を単位とした「治山事業連絡調整会議」を定期的開催するとともに、国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、国有林と民有林が連携して荒廃地の復旧整備を行っている。

さらに、大規模な山地災害が発生した際には、国有林野内の被害状況を速やかに調査する一方で、被災した地方公共団体に対する調査職員の派遣や、ヘリコプターによる広域的な被害状況の調査等、早期復旧に向けた迅速な対応に加え、地域住民の安全・安心の確保のための取組を通して、地域への協力・支援に取り組んでいる。

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道及び森林作業道を、それぞれの役割や自然条件、

事例V-1 民有林と連携した路網の整備

北海道森林管理局石狩森林管理署(北海道札幌市)では、しこたんらふ積丹町及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター札幌水源林整備事務所との3者により「積丹地域森林整備推進協定」(区域面積1,937ha)を平成20(2008)年11月に締結し、効率的な路網整備と間伐等の森林整備を連携して推進している。

この協定に基づき、平成29(2017)年度までに約36kmの路網(林業専用道・森林作業道)を3者で整備してきたところであり、更に連携した森林整備を促進するため、平成30(2018)年度には石狩森林管理署が、国有林だけでなく民有林で生産された原木のトラック運搬にも活用できる森林作業道を2.3km開設するべく調査設計と工事に着手した。

このような取組により、効率的な路網整備及び森林施業が進むことで、当該地域における林業がより一層活性化されることが期待される。



平成30年度 第1回積丹地域森林整備推進協定運営会議の様子



民有林に接続する国有林の林業専用道を整備予定

作業システム等に応じて組み合わせた路網整備を進めている。このうち、基幹的な役割を果たす林道については、平成29(2017)年度末における路線数は13,297路線、総延長は45,698kmとなっている。

路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を必要最小限に抑えるとともに、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減に努めている。また、橋梁等の施設について、長寿命化を図るため、点検、補修等に関する計画の策定を進めている。

さらに、国有林と民有林が近接する地域においては、民有林と連携して計画的かつ効率的な路網整備を行っている(事例V-1)。

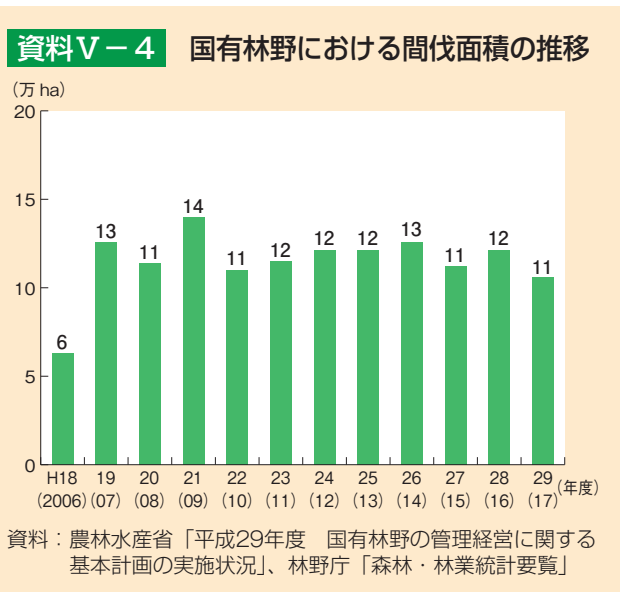
(イ)地球温暖化対策の推進

(森林吸収源対策と木材利用の推進)

国有林野事業では、森林吸収源対策を推進する観点から、引き続き間伐の実施に取り組むとともに、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全・管理に取り組んでいる。平成29(2017)年度には、全国の国有林野で約11万haの間伐を実施した(資

料V-4)。

また、今後、資源の充実に伴う伐採面積の増加が見込まれる中、将来にわたる二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めながら、主伐後の確実な再造林に率先して取り組むこととしている。平成29(2017)年度の人工造林面積は、全国の国有林野で約0.8万haとなっている。



事例V-2 林道事業における木材利用の推進

近畿中国森林管理局滋賀森林管理署(滋賀県大津市)では、土木工事における木材利用を進めており、滋賀県甲賀市信楽町(三郷山国有林)の三郷山林業専用道第一支線の新設工事において、切土法面の侵食防止等を目的とする丸太伏工を施工した。

この工法は法面下部に丸太を並べて施工することにより、降雨等による法面侵食を防止する効果があるほか、法面が草で覆われることがないため、草刈等の維持管理コストの軽減も期待される。

工事に伴う支障木として本来廃棄処分されるヒノキ材(31.3m³)を利用することにより、資源の有効利用を図るとともに、工事コストの軽減にもつながった。



工事の支障木を利用した丸太伏工の林道

さらに、間伐材等の木材利用の促進は、間伐等の森林整備の推進に加え、木材による炭素の貯蔵にも貢献することから、林道施設や治山施設の森林土木工事等において、間伐材等を資材として積極的に利用している(事例V-2)。平成29(2017)年度には、林道施設で約0.6万㎡、治山施設で約4.9万㎡の木材・木製品を使用した。また、森林管理署等の庁舎についても、原則として木造建築物としての建て替えを進めており、平成29(2017)年度には、CLT(直交集成板)を活用した庁舎整備(四国森林管理局嶺北森林管理署、九州森林管理局西都児湯森林管理署)を行った(事例V-3)。

(ウ)生物多様性の保全

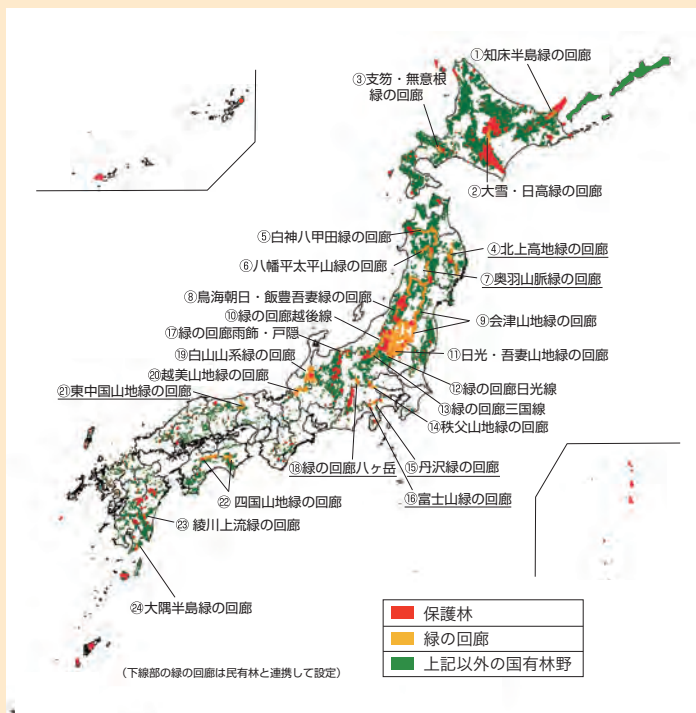
(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野事業では、森林における生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいる。これらの取組は、平成24(2012)年に閣議決定された

「生物多様性国家戦略2012-2020」にも生物多様性の保全と持続的な利用を実現するための具体的施策として位置付けられている。

各森林管理局の森林生態系保全センターや森林ふれあい推進センター等では、地域の関係者等との協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている(事例

資料V-5 「保護林」と「緑の回廊」の位置図



注：平成30(2018)年4月1日現在。

事例V-3 CLTを本格活用した庁舎整備

林野庁と国土交通省は、公共建築物でのCLT活用促進に向けて、四国森林管理局嶺北森林管理署(高知県本山町)の建替事業において、国の庁舎整備で初めて本格的にCLTパネル工法を採用した。

完成した新庁舎には、主要構造部の壁、2階床、屋根などにCLTパネル約190㎡が使用されており、建物正面の外壁をガラス張りにすることで、施設利用者以外からもCLT構造がわかるデザインが採用されている。



2階部分の建て方の様子



平成30(2018)年12月に完成した新庁舎

V-4)。また、世界自然遺産*³や日本百名山のように、来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野においては、「グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)」による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全・管理に取り組んでいる。

(保護林の設定)

国有林野事業では、我が国の気候又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」に設定している(資料V-5)。平成30(2018)年4月現在の保護林の設定箇所数は666か所、設定面積は97.7万haとなっており、国有林野面積の13%を占めている。

これら保護林では、森林の厳格な保護・管理を行うとともに、森林や野生生物等の状況変化に関する

定期的なモニタリング調査を実施して、森林生態系等の保護・管理や区域の見直し等に役立てている(事例V-5)。

(緑の回廊の設定)

国有林野事業では、野生生物の生育・生息地を結び移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝子多様性を確保することを目的として、民有林関係者とも連携しつつ、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。平成30(2018)年4月現在、国有林野内における緑の回廊の設定箇所数は24か所、設定面積は58.4万haであり、国有林野面積の8%を占めている(資料V-5)。

これら緑の回廊では、野生生物の保護等のための巡視、モニタリング調査、生育・生息環境の保全・整備等を研究機関、自然保護団体等の参加・協力を

事例V-4 南三陸地域におけるイヌワシ生息環境の再生に向けた取組

イヌワシは、狩り場の減少等により日本で絶滅が危惧されている大型猛禽類^{もうきん}である。イヌワシの行動範囲は、一つがい当たりおよそ6,000haにも及ぶため、その生息環境を再生するには、これら広範囲の森林に関わる多様な主体が連携して取り組むことが重要である。このため東北森林管理局では、古くからイヌワシの生息地として知られている宮城県南三陸地域において、平成30(2018)年度に株式会社佐久(宮城県南三陸町^{みやぎさんりくちょう})と連携し、イヌワシの生息環境の再生と林業振興の両立を目指す今後5年間の森林計画を策定し、かつてのイヌワシの行動範囲内に一定面積の伐採地が継続的に作られるように森林管理を実施している。

この取組は平成27(2015)年に東北森林管理局、宮城県南三陸町、地元林業経営者、自然保護団体等が連携して発足させた「南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト」の推進に資するものであり、引き続き官民が連携して、森林資源の循環利用を進めながら、イヌワシの狩り場にもなる伐採地・造林地を継続的に創出することで、計画的に伐採された木材の活用による地域の林業の成長産業化とイヌワシの生息環境の再生を目指すこととしている。



伐採により森林資源の循環利用を推進するとともにイヌワシの狩り場を創出



計画的に伐採された南三陸産のスギで作成された升、店舗什器(イヌワシの焼き印入り)

*3 現在、我が国の世界自然遺産は、「知床」(北海道)、「白神山地」(青森県及び秋田県)、「小笠原諸島」(東京都)及び「屋久島」(鹿児島県)の4地域となっている。

得て実施している。

(世界遺産等における森林の保護・管理)

世界遺産一覧表に記載された我が国の世界自然遺産は、その陸域のほぼ全域(95%)が国有林野である(資料V-6)。国有林野事業では、遺産区域内の国有林野のほとんどを世界自然遺産の保護担保措置となっている「森林生態系保護地域」(保護林の一種)に設定し、厳格な保護・管理に努めるとともに、世界自然遺産登録地域を、関係する機関とともに管理計画等に基づき適切に保護・管理しており、外来植物の駆除や植生の回復事業、希少種保護のための巡視等を行っている。例えば、「白神山地」(青森県及び秋田県)の国有林野では、世界自然遺産地域への生息範囲拡大が懸念されるシカについて、環境省と連携し、センサーカメラによるモニタリングを実施するとともに、「小笠原諸島」(東京都)の国有林野では、アカギやモクマオウなど外来植物の駆除を実施し、小笠原諸島固有の森林生態系の修復に取り組んでいる。また、平成31(2019)年2月に自然遺

産として世界遺産一覧表へ記載するための推薦書をユネスコに再提出した「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」についても、その推薦区域の約7割が国有林野である。国有林野事業では、推薦区域の生物多様性の保全を図るため、国有林野のほとんどを森林生態系保護地域に設定し、関係する機関と連携して、イリオモテヤマネコ等の希少種保護のための巡視や、ギンネム等の外来植物の分布状況調査及び駆除などに取り組んでいる。

資料V-6 我が国の世界自然遺産における国有林野の割合

遺産名	陸域面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	国有林野の割合
知床	48,700	45,989	94%
白神山地	16,971	16,971	100%
屋久島	10,747	10,260	95%
小笠原諸島	6,358	5,170	81%
計	82,776	78,390	95%

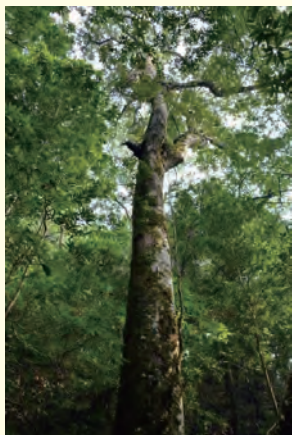
資料：林野庁経営企画課調べ。

事例V-5 「猪八重照葉樹林生物群集保護林」を設定

九州森林管理局は、宮崎県日南市猪八重地区にある地域固有の生物群集を有する国有林を保護・管理するため、平成30(2018)年9月に「猪八重照葉樹林生物群集保護林」(481ha)を新たに設定した。

当該地域は、標高250~700m付近まで連続する原生的な天然林で、ルリミノキーイチイガシ群集等の多様な植物群落が標高や地形に応じて成立しており、同様な森林は日本でもほとんど残されていない。特に低標高域には胸高直径1m・樹高30m前後のイチイガシの巨木が優占する照葉樹林があり、林内には希少な植物が多いほか、溪流沿いは日本でも有数の藓苔類の宝庫となっている。また、哺乳類、鳥類、昆虫類など様々な動物が生息しており、地域を代表する生物多様性の豊かな照葉樹林となっている。

同森林管理局では、同保護林内のモニタリング調査を行うとともに、生育・生息する希少野生動植物の盗採・密猟等への監視活動の強化等を行うこととしている。



イチイガシの巨木



溪流沿いの藓苔類

このほか、世界文化遺産についても、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県及び静岡県)など、その構成資産等に国有林野が含まれるものが少なくない。国有林野事業では、これらの国有林野についても厳格な保護・管理や森林景観等に配慮した管理経営を行っている。

さらに、「世界文化遺産貢献の森林」として、京都市内や奈良盆地、紀伊山地及び広島^{みやしま}の宮島における約4,600haの国有林野を設定し、文化財修復資材の供給、景観の保全、檜皮^{ひわだ}採取技術者養成フィールドの提供、森林と木造文化財の関わりに関する学習の場の提供等に取り組んでいる。

また、「ユネスコエコパーク^{*4}」に所在する国有林野については、「森林生態系保護地域」を始めとした保護林や緑の回廊に設定するなどしており、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目指す地方公共団体等の取組に貢献している。

(希少な野生生物の保護と鳥獣被害対策)

国有林野事業では、国有林野内を生育・生息の場とする希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持及

び改善等に取り組んでいる。一方、近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の、野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、希少な高山植物など、他の生物や生態系への脅威ともなっている。

このため、国有林野事業では、野生鳥獣による森林被害対策として、防護柵の設置、被害箇所の回復措置を実施するとともに、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息・分布調査や被害調査、職員によるくくりわな等による捕獲、効果的な捕獲技術の実用化や普及活動の推進、猟友会等と連携した捕獲推進体制の構築等に取り組んでいる。

また、地域における農林業被害の軽減・防止へ貢献するため、捕獲鳥獣のジビエ利用、わなの貸与等の捕獲への協力も行っている(事例V-6)。

(自然再生の取組)

国有林野事業では、シカやクマ等の野生鳥獣や、松くい虫等の病害虫、強風や雷等の自然現象によって被害を受けた森林について、その再生及び復元に努めている。

また、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域、ボランティア、

事例V-6 地域と連携したシカ被害対策の取組

平成30(2018)年10月、東北森林管理局岩手南部森林管理署遠野支署(岩手県遠野市)は、地域と連携してシカによる農林業被害及び生態系被害の防止対策を推進するため、遠野市及び遠野猟友会との3者で「ニホンジカ等被害対策協定」を締結した。

同協定では、遠野市内の国有林及びその周辺民有林を対象区域として、同支署がシカ捕獲のための「わな」を協定相手方に貸与し、その「わな」を使用してシカの捕獲を行ってもらうこととしている。

同協定に基づき貸与した小型囲いわな^注は柵の上部が空いているのが特徴であり、保護・管理の対象であるツキノワグマを誤って捕獲することを防止しつつ、シカを捕獲できるものである。また、同支署は、小型囲いわなの組立方法や使用方法を実演して説明するなど、関係者間での協力体制を構築し、地域のシカ被害対策に努めている。

注：小型囲いわなは四国森林管理局で開発されたものであり、詳細は「平成27年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」P60を参照。



猟友会へ小型囲いわな組立・使用方法の実演をしている様子

*4 ユネスコの「生物圏保存地域」の国内呼称で、1976年に、ユネスコの自然科学セクターの「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として開始された。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。詳しくは第II章(88-89ページ)を参照。

NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査や荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している(事例V-7)。

さらに、国有林野内の優れた自然環境を保全し、希少な野生生物の保護を行うため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行うなど、関係機関と連携しながら「自然再生事業*5」の実施や「生態系維持回復事業計画*6」の策定等の自然再生に向けた取組を進めている。

(エ)民有林との一体的な整備・保全 (公益的機能維持増進協定の推進)

国有林野に隣接・介在する民有林の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全等の国有林野の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす場合や、民有林における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合もみられる。このような民有林の整備・保全に

資料V-7 公益的機能維持増進協定の締結状況

	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積(ha)
森林整備(間伐)の実施	東北	上小阿仁支署	1	31
		天竜森林管理署	1	41
	関東	茨城森林管理署	1	40
		日光森林管理署	3	162
	中部	北信森林管理署	2	27
	近畿中国	奈良森林管理事務所	1	27
		広島北部森林管理署	1	14
	四国	嶺北森林管理署	1	47
九州	鹿児島森林管理署	1	38	
	北薩森林管理署	1	21	
外来種の駆除	関東(小笠原)	関東森林管理局(局直轄)	1	2
	九州	屋久島森林管理署	1	1
計			15	452

注1：計の不一致は四捨五入による。

注2：平成30(2018)年3月末現在の状況。

注3：協定数15のうち、上小阿仁支署、天竜署、日光署1か所、鹿児島署、関東局(局直轄)、屋久島署の協定は終了している。

資料：農林水産省「平成29年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例V-7 ちとせやま 千歳山の再生に向けた松くい虫被害対策の取組

東北森林管理局山形森林管理署管内に所在する千歳山は、昔から市民の憩いの場として親しまれており、その大部分を国有林が占めている。一方で、昭和57(1982)年に初めて松くい虫被害が確認されて以降は、同森林管理署が薬剤散布や伐倒駆除など被害対策を実施してきた。

平成30(2018)年9月、山形市と共催で「千歳山の再生に向けた植樹体験」が開催され、抵抗性アカマツの植樹体験のほか、同森林管理署が千歳山で実施してきた「松くい虫・ナラ枯れ被害対策」や「落石防止のための治山工事」の取組、千歳山の植生について説明を行った。

開催に当たって参加者を募集した際には、早々に定員に達するなど地域の方々の「千歳山の再生」に対する関心の高さと熱意がうかがわれ、同森林管理署としても今後も市民から親しまれる千歳山を目指して地域と一体となり「千歳山の再生」に取り組むこととしている。



抵抗性アカマツの植樹



松くい虫・ナラ枯れ被害の説明の様子

- *5 「自然再生推進法」(平成14年法律第148号)に基づき、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復することを直接の目的として行う事業。
- *6 「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るため、国又は都道府県が策定する計画。

については、森林管理局長が森林所有者等と協定を締結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行う「公益的機能維持増進協定制度」が、平成25(2013)年度に開始された。

国有林野事業では、同制度の活用により、隣接・介在する私有林と一体となった間伐等の施業の実施や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に向け、私有林所有者等との合意形成を進めており、平成30(2018)年3月末現在までに15か所(452ha)の協定が締結された(資料V-7)。

(2) 林業の成長産業化への貢献

現在、施業の集約化等による低コスト化や担い手の育成を始め、林業の成長産業化に向けた取組の推進が課題となっている。このため、国有林野事業では、その組織、技術力及び資源を活用し、多様な森林整備を積極的に推進する中で、森林施業の低コスト化を進めるとともに、私有林関係者等と連携した施業の推進、施業集約化への支援、林業事業者や森

林・林業技術者等の育成及び林産物の安定供給等に取り組んでいる。

(低コスト化等に向けた技術の開発・普及と私有林との連携)

国有林野事業では、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能であることから、その特性を活かし、植栽本数や下刈り回数・方法の見直し、ICT等を活用した効率的な森林管理、シカ防護対策の効率化等による林

資料V-8 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

区分	実施状況
実施回数	294回
延べ参加人数	11,224人
うち私有林関係者	5,390人

注1：平成29(2017)年度に、森林管理局や森林管理署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

注2：私有林関係者とは、国有林野事業職員以外で、地方公共団体や林業事業者の職員等。

資料：農林水産省「平成29年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例V-8 ICTを活用した森林調査現地検討会を開催

九州森林管理局宮崎森林管理署(宮崎県宮崎市)では、平成30(2018)年11月、ICTを活用した森林調査について関係機関との情報共有を図るため、管内の野崎国有林において、現地検討会を開催した。

現地検討会では、宮崎県、関係市町村、地域の森林・林業関係者、県内の森林管理署等から約70名が集まり、カメラ付きドローンで撮影したオルソ画像^注や地上レーザスキャナを活用した森林調査の効率化・省力化の検討成果を紹介し、現地での操作実演を交えながら情報共有・意見交換を行った。参加者からは、機械の性能や精度、活用方法等について活発な質疑や意見交換が行われた。

同森林管理署では、ICTを活用することにより正確で効率的な森林資源の把握が可能となり、適正な木材取引や誤伐・盗伐の防止にもつながるものと考え、引き続き関係機関と情報共有・意見交換を行いながら取組を進めていくこととしている。

注：空中写真を写真上の像の位置ズレをなくし、地図と同じく、真上から見たような傾きのない、正しい大きさや位置に表示される画像に変換したもの。



現地検討会の様子

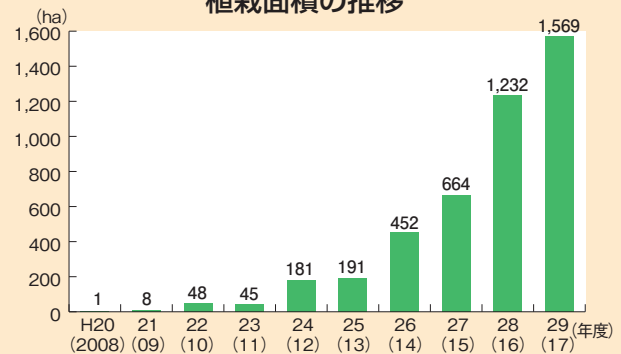
業の低コスト化等に向け、先駆的な技術等について各森林管理局が中心となり、地域の研究機関等と連携しつつ事業レベルでの試行を進めている。さらに、現地検討会等の開催による地域の林業関係者との情報交換や、地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案及び検証を行うなど、民有林における普及と定着に努めている(資料V-8、事例V-8)。

特に近年は、施工性に優れたコンテナ苗の活用による効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、植栽適期の長さ等のコンテナ苗の優位性を活かして伐採から造林までを一体的に行う「伐採と造林の一貫作業システム^{*7}」の実証・普及に取り組んでいる。この結果、国有林野事業では、平成29(2017)年度には1,569haでコンテナ苗等

を植栽し(資料V-9)、868haで伐採と造林の一貫作業を実施した(資料V-10)。

これらの植栽の実証を通じて、我が国でのコンテナ苗の普及に向け、技術的課題の把握、使用方法の改善等に取り組んでいる。

資料V-9 国有林野におけるコンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ。

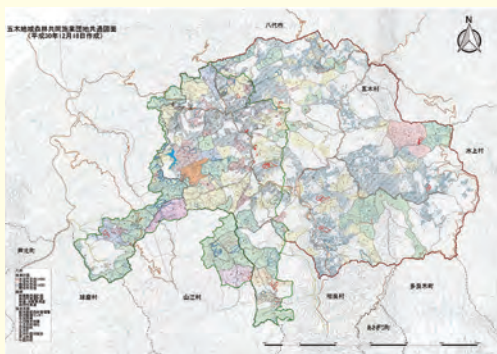
事例V-9 民有林と連携した施業

林野庁は、熊本県内の五木地域森林共同施業団地をモデル地域として、九州及び全国における林業の成長産業化を牽引するべく、平成27(2015)年度に一般社団法人日本プロジェクト産業協議会等も参画して策定した全体構想(マスタープラン)等に基づき、関係者と連携した取組を進めている。

九州森林管理局熊本南部森林管理署(熊本県人吉市)が中心となり、①森林情報を活用し施業予定箇所等を集約した共通図面の作成、②路網の連結による木材搬出コストの低減(試算では1㎡当たり最大1,210円の低減)、③ドローンによる架線設置や伐採と造林の一貫作業システムの導入等による生産・造林コストの低減、④民有林と国有林が連携した製材工場への直送による山元丸太価格の向上(平成30(2018)年度の事例では2割程度の向上)等に取り組んでおり、五木村の林業総生産額は団地設定当初(平成21(2009)年)から2割程度増加している。

当初3,935ha(4協定者)であった団地面積は、平成30(2018)年4月には五木村全域等の18,280ha(11協定者)に広がり、スケールメリットを活かした協調出荷の拡大等を進め、年間約6万㎡の原木を安定的に供給することを目指している。

あわせて、こうした取組の成果については、九州森林管理局ホームページへ掲載するなど、情報発信の強化を図ることとしている。



森林情報を活用した施業予定箇所等を集約した共通図面



ドローンによる架線設置検討会の様子

*7 伐採と造林の一貫作業システムとは、伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。詳細については、第Ⅲ章(127-128ページ)を参照。

また、国有林野事業では、地域における施業集約化の取組を支援し、森林施業の低コスト化に資するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、国有林と民有林を接続する路網の整備や相互利用、連携した施業の実施、国有林材と民有林材の協調出荷等に取り組んでいる（事例V-9）。

平成30（2018）年3月末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は163か所、設定面積は約39万ha（うち国有林野は約22万ha）となっている（資料V-11）。

また、近年、森林・林業分野でも活用が期待されている、操作が容易かつ安価なドローン等の小型無人航空機について、山地災害の被害状況及び事業予定のある森林の概況の調査等への活用や実証に取り組んでいる。

（林業事業者及び森林・林業技術者等の育成）

国有林野事業は、国内最大の森林を管理する事業発注者であるという特性を活かし、林業事業者への事業の発注を通じてその経営能力の向上等を促すこととしている。

具体的には、総合評価落札方式や2か年又は3か年の複数年契約、事業成績評価制度の活用等により、林業事業者の創意工夫を促進している。このほか、作業システムや路網の作設に関する現地検討会の開催により、林業事業者の能力向上や技術者の育成を支援するとともに、市町村単位での今後5年間の伐採量の公表や森林整備及び素材生産の発注情報を都道府県等と連携して公表することにより、効果的な情報発信に取り組んでいる。

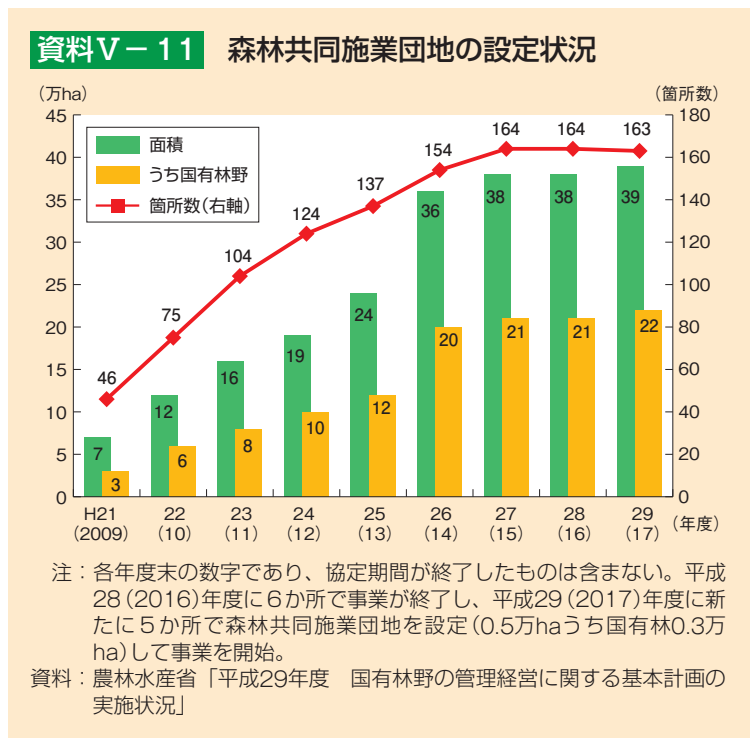
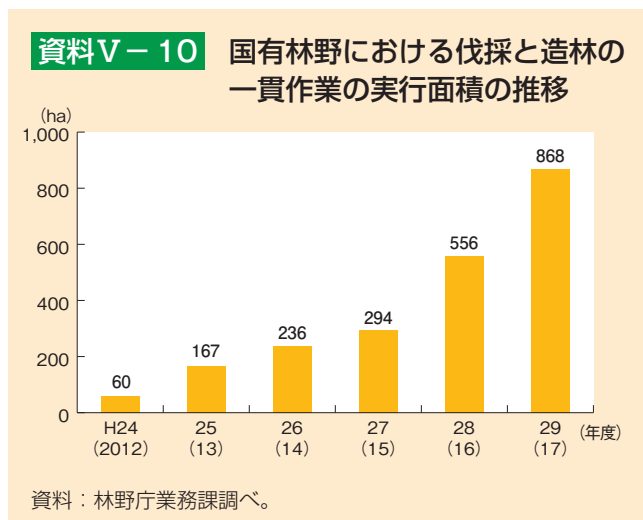
また、近年、都道府県や市町村の林務担当職員数が減少傾向にある中、国有林野事業の職員は森林・林業の専門家として、地域において指導的な役割を果たすことが期待されている。このため、国有林野事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士（フォレスター）」等を系統的に育成し、市町村行政に対し「市町村森林整備計画」の策定とそ

の達成に向けた支援等を行っている。

さらに、事業の発注や研修フィールドの提供、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等との連携による「技術的支援等チーム」の設置等を通じた民有林の人材育成を支援するとともに、大学や林業大学校など林業従事者等の育成機関と連携して、森林・林業に関する技術指導に取り組んでいる（事例V-10）。

（森林経営管理制度への貢献）

森林経営管理制度が、効率的に機能するよう、国有林野事業においても積極的に貢献していく必要がある。このため、市町村が集積・集約した森林の経営管理を担うこととなる林業事業者に対する国有林



野事業の受注機会の拡大へ配慮するほか、市町村林務行政に対する技術的支援や公的管理を行う森林の取扱手法の普及、地域の方々の森林・林業に対する理解の促進への寄与等に取り組むこととしている。また、国有林野事業で把握している林業経営者の情報を、市町村に提供することとしている。

(森林経営管理制度を円滑に進めるための国有林からの木材供給対策)

森林経営管理制度を円滑に進めるためには、川上側の林業と川中・川下側の木材関連産業の連携強化

を進め、意欲と能力のある林業経営者を育成しながら、木材需要の拡大を図ることが重要となっている。このことを踏まえ、平成30(2018)年11月に、「農林水産業・地域の活力創造本部」において改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、国有林野の一定の区域で、公益的機能を確保しつつ、意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)が、長期・安定的に立木の伐採を行うことができる仕組みや、意欲と能力を有する林業経営者と連携する川下事業者に対する資金供給

事例V-10 林業大学校等と連携した林業技術者の育成

四国森林管理局管内には、林業の担い手の育成を目指す高知県立林業大学校、とくしま林業アカデミーなどの森林・林業関連教育機関がある。

同森林管理局はこれらの教育機関との連携支援協定や要請に基づき、実習のフィールドとして国有林を提供するとともに、講義・実習における講師派遣等を行い、新たな林業技術者の育成に連携して取り組んでいる。

平成30(2018)年度は、高知県立林業大学校において、森林共同施業団地の見学、^{しこら}地拵え、植付け、シカ防護ネットの設置等の現地実習、同校主催の公開講座での講義を行った。

とくしま林業アカデミーにおいては、コンパス測量実習への講師派遣、森林経営管理制度等の林業施策に関する講義等を実施した。

また、徳島県立那賀高等学校森林クリエイト科の全学年の生徒を対象に、平成28(2016)年度から森林・林業白書等を題材に、森林の公益的機能や、木材利用に関する出前講座を継続的に実施しており、平成30(2018)年度までに延べ18回実施している。



シカ防護ネット設置講習の様子



植付け現地実習の様子



とくしま林業アカデミーでの実習の様子



徳島県立那賀高等学校森林クリエイト科への出前講座の様子

の円滑化を図る仕組みを創設することが位置付けられ、平成31(2019)年2月に「国有林野の管理経営に関する法律」等の一部を改正する法律案を国会に提出した(資料V-12)。

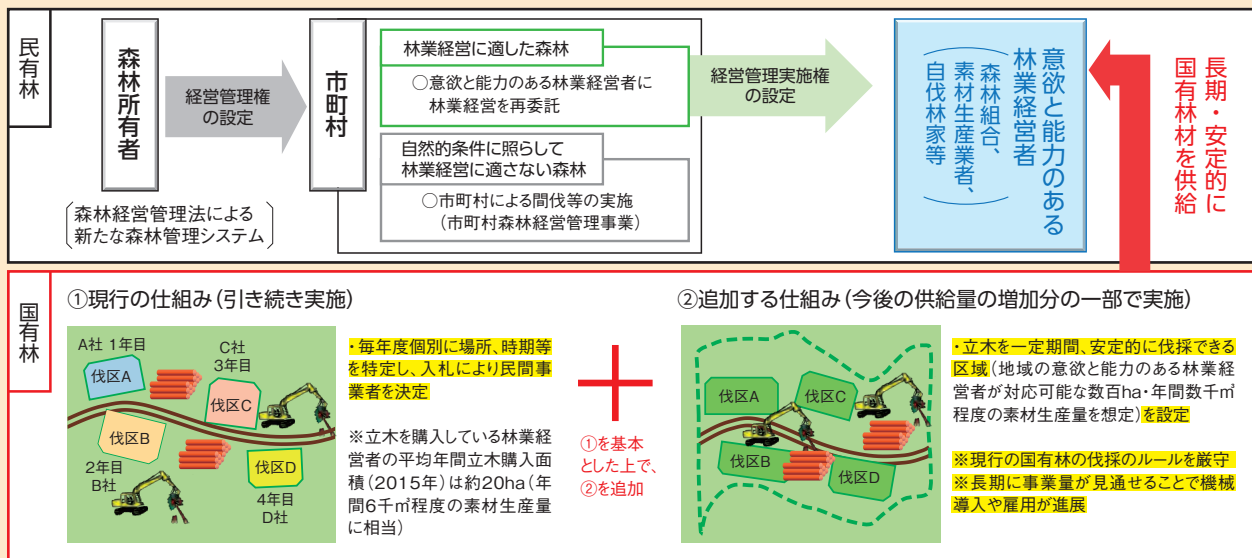
(林産物の安定供給)

国有林野事業では、公益重視の管理経営の下で行われる施業によって得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めることとしている。国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の約2割を占めており、平成29(2017)年度の木材供給

量は、立木によるものが171万m³(丸太換算)、素材(丸太)によるものが269万m³、全体として前年度より27万m³増の計440万m³となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結し、林業事業体の計画的な実行体制の構築に資する国有林材を安定的に供給する「システム販売」を進めている(事例V-11)。システム販売による丸太の販売量は増加傾向で推移しており、平成29(2017)年度には丸太の販売量全体の72%に当たる193万m³と

資料V-12 森林経営管理制度の円滑な実施を支援していくための国有林の取組



事例V-11 広葉樹単独のシステム販売

スギ、ヒノキ等針葉樹の主伐、間伐の際に搬出される広葉樹は、針葉樹の低質材と併せて、従来から低質材としてシステム販売し、主に製紙用または木質バイオマス発電所での燃料用チップとして利用されている。

近年、人工林の高齢級化が進む中で混在する広葉樹も成長し、製材用材として利用可能なものも増えており、需要サイドからも、家具やフローリング用として国産広葉樹を使いたいとの要望が高まっている。

関東森林管理局福島森林管理署(福島県福島市)では、平成30(2018)年度から、これまでチップ用とされてきた広葉樹の長さ2mの短尺材の中から、より単価の高い製材用材として利用可能なものを選別して、広葉樹単独のシステム販売を実施している。

広葉樹単独のシステム販売では、広葉樹だけを求める事業者が意欲的に応募するなどして単価が上昇する結果となり、人工林内の広葉樹材の付加価値向上へとつながっている。



山土場に搬出された広葉樹材

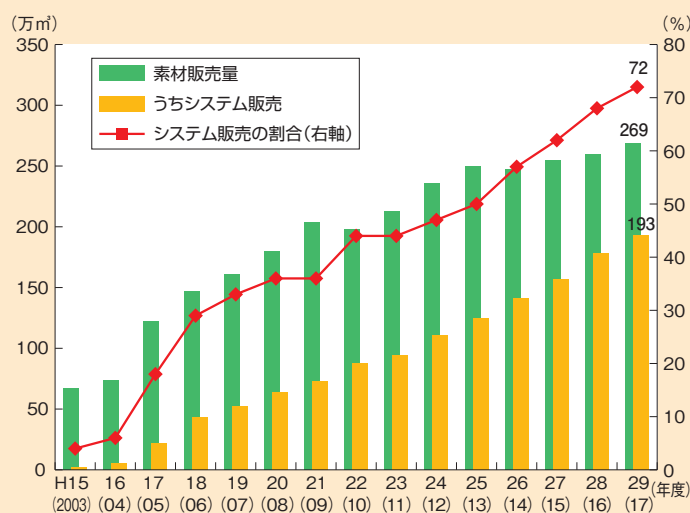
なった(資料V-13)。また、システム販売の実施に当たっては、民有林所有者等との連携による協調出荷に取り組むとともに、新規需要の開拓に向けて、燃料用チップ等を用途とする未利用間伐材等の安定供給にも取り組んでいる。

さらに、国有林野事業については、全国的なネットワークを持ち、国産材供給量の約2割を供給し得るという特性を活かし、地域の木材需要が急激に変動した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度から、林野庁及び全国7つの森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等から成る「国有林材供給調整検討委員会」を設置することにより、地域の木材需給を迅速かつ適確に把握し、需給に応じた国有林材の供給に取り組むこととしている。また、平成27(2015)年度から、全国7ブロックで

開催されている「需給情報連絡協議会*8」に各森林管理局も参画するなど、地域の木材価格や需要動向の適確な把握に努めている。

このほか、ヒバや木曽ヒノキなど民有林からの供

資料V-13 国有林野からの素材販売量の推移



注：各年度末の値。
資料：林野庁業務課調べ。

事例V-12 「あきたの極上品」適用材の供給

秋田県と東北森林管理局は、平成26(2014)年度から県内の林業・木材産業関係者をメンバーとする秋田スギのブランド化に向けた意見交換会を開催し、平成27(2015)年度に林齢80年生以上の高齢級秋田スギで末口直径が36cm以上の4m材、日本農林規格1~3等に該当するものを「あきたの極上品」と位置付け、販売と普及の促進に取り組んでいる。

現在、「あきたの極上品」として秋田スギを供給できる認定事業者は東北森林管理局のみであり、国有林において先行して供給しているが、供給中止となった天然スギの代替品として市場のニーズも高まっている。

「あきたの極上品」については、森林所有者や事業者への周知を図りながら民有林材へ適用していくこととしており、今後は、高齢級秋田スギの「丸太のブランド化」から「ブランド製材品」へと展開していくための取組を進めている。



あきたの極上品

*8 需給情報連絡協議会については、第IV章(173ページ)を参照。

給が期待しにくい樹種を、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活かし、計画的に供給している(事例V-12)。

(3) 「国民の森林」^{もり}としての管理経営等

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林」^{もり}として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用にも取り組んでいる。

さらに、東日本大震災からの復旧及び復興へ貢献するため、国有林野等における被害の復旧に取り組

むとともに、被災地のニーズに応じて、海岸防災林の再生や原子力災害からの復旧等に取り組んでいる。

(ア) 「国民の森林」^{もり}としての管理経営 (双方向の情報発信)

国有林野事業では、「国民の森林」^{もり}としての管理経営の推進と、その透明性の確保を図るため、事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に取り組んでいる。

また、各森林管理局の「地域管理経営計画」等の策定に当たっては、計画案についてパブリックコメント制度を活用するとともに、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を集めるなど、対話型の取組による双方向の情報発信を推進している。

事例V-13 国有林モニター制度を活用した情報発信の取組

中部森林管理局では、毎年国有林モニターを対象に国有林野事業についてのアンケート調査を実施している。平成30(2018)の回答では、捕獲したシカのジビエ利用の促進等についての意見があった。また、10月に愛知森林管理事務所管内で開催した国有林モニター現地視察において、シカ被害対策について説明を行ったところ、モニターからは、「シカ被害からの防護だけでなく、シカの頭数削減対策も推進してほしい」といった意見が出された。

このような中、中部森林管理局では、ジビエ利用の促進を図るため、シカ等がわなに掛かったことを速やかに知らせる「わな捕獲通信システム」の実証により、捕獲したシカの迅速な搬出に貢献し、食肉への加工が円滑に進むよう協力している。また、頭数削減を図るため、国有林内で土木工事等を行う請負事業者等が、通勤経路沿いや作業現場周辺に猟友会等の設置したくりわなを見回り通報する「ついで見回り・通報」の取組等を推進している。

今後も、国有林モニター制度等を活用して、広く国民からの意見を集めるとともに、特に関心が高い取組については、適切に対応するだけでなく広報誌で取り上げるなど、積極的な情報発信に取り組むこととしている。



現地視察にて国有林モニターにシカ防護柵について説明している様子

契約種別	取組を実行した契約件数(件)	契約期間中の見回り等による捕獲頭数(頭)
造林関係	1 (0)	1 (0)
生産関係	6 (2)	7 (0)
林道関係	4 (1)	3 (1)
治山関係	1 (0)	158 (0)
調査関係	0 (0)	0 (0)
立木販売	1 (1)	1 (1)
合計	13 (4)	170 (2)

注1：平成31(2019)年2月末現在。

注2：「ついで捕獲」とは、造林や林道等の請負事業者職員が狩猟免許を保持しており、事業現場への通勤のついでに、わなの見回りのみならず、設置や捕獲までを行う取組をいう。

注3：()は、「ついで捕獲」で内数。

「ついで見回り・通報」及び「ついで捕獲」の取組状況

さらに、国有林野における活動全般について国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定し、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。国有林モニターには、平成30(2018)年4月現在、全国で346名が登録している(事例V-13)。

このほか、ホームページの内容の充実に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組んでいる。

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備やフィールドの提供等に取り組んでいる(事例V-14)。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」を設定している。平成29(2017)年度末現在、154か所で協定が締結されており、地域の地方公共団体やNPO等の主催により、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動が行われている。

また、国有林野事業では、環境教育に取り組む教育関係者の活動に対して支援するため、教職員やボランティアのリーダー等に対する技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等に取り組んでいる。

(地域やNPO等との連携)

地域の森林の特色を活かした効果的な森林管理が期待される地域においては、各森林管理局が、地方公共団体、NPO、自然保護団体等と連携して森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」を実施している。

例えば、群馬県みなかみ^{まち}に広がる国有林野約1万haを対象にした「赤谷^{あかや}プロジェクト」は、平成15(2003)年度から、関東森林管理局、地域住民で組織する「赤谷^{あかや}プロジェクト地域協議会」及び公益財団法人日本自然保護協会の3者の協働により、生物多様性の復元と持続可能な地域づくりを目指した森林管理を実施している。

また、国有林野事業では、自ら森林^{もり}づくりを行いたいという国民からの要望に応えるため、NPO等と協定を締結して森林^{もり}づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」を設定している。

事例V-14 木のおもちゃ美術館との協同イベント

平成30(2018)年7月に秋田県由利本荘市^{ゆりほんじょう}にオープンした「鳥海山木のおもちゃ美術館^{ちようかいさん}」は、国登録有形文化財である旧鮎川小学校の木造校舎をリニューアルしたものであり、木を使った国内外のたくさんのおもちゃで子供から大人まで楽しめる「多世代交流・木育美術館」となっている。

東北森林管理局と鳥海山木のおもちゃ美術館は、親子で木に触れ一緒に遊ぶことを通して、木材に親しみを持ち木の良さを感じていただけるよう、協同イベント「親子で遊ぼう！木と遊ぼう！」を平成30(2018)年12月に開催した。イベントでは、局職員による木と森林についての寸劇や、木のクイズラリー、手作りおもちゃの製作体験等が行われ、9組23名の親子が参加した。



カスタネット製作体験の様子

「ふれあいの森」では、NPO等が、植栽、下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる。平成29(2017)年度末現在、全国で131か所の「ふれあいの森」が設定されており、同年度には、年間延べ約2.6万人が森林づくり活動に参加した。

なお、森林管理署等では、NPO等に継続的に森林づくり活動に参加してもらえよう、技術指導や助言及び講師の派遣等の支援も行っている。

さらに、国有林野事業では、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定している(資料V-14)。「木の文化を支える森」には、歴史的木造建造物の修復等に必要となる木材を安定的に供給することを目的とする「古事の森」、木造建築物の屋根に用いる檜皮の供給を目的とする「檜皮の森」、神社の祭礼で用いる資材の供給を目的とする「御柱の森」等がある。

「木の文化を支える森」を設定した箇所では、地域の地方公共団体等から成る協議会が、作業見学会の開催や下刈り作業の実施等に継続的に取り組むなど、国民参加による森林づくり活動が進められており、平成29(2017)年度末現在、全国で合計25か所が設定されている(事例V-15)。

(分収林制度による森林づくり)

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合うことを前提に、契約者が苗木を植えて育てる「分収造林」や、契約者が費用の一部を負担して国が森林を育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めている。平成29

(2017)年度末現在の設定面積は、分収造林で約10.9万ha、分収育林で約1.4万haとなっている*9。

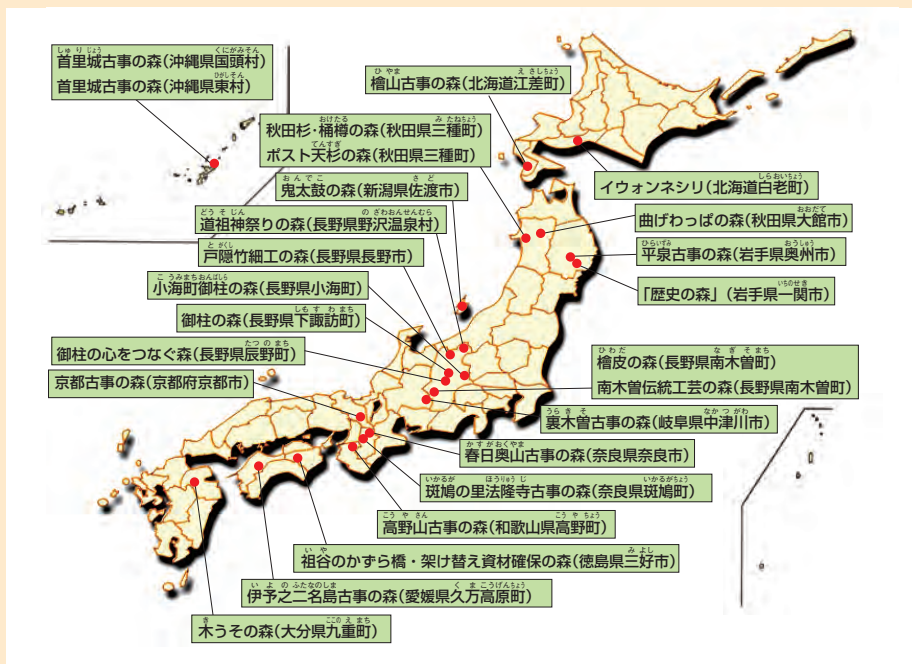
分収育林の契約者である「緑のオーナー」に対しては、契約対象森林への案内や植樹祭等のイベントへの招待等を行うことにより、森林と触れ合う機会の提供等に努めるとともに、契約者からの多様な意向に応えるため、契約期間をおおむね10年から20年延長することも可能としている。

また、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客との触れ合いの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定している。平成29(2017)年度末時点で、「法人の森林」の設定箇所数は492か所、設定面積は約2.4千haとなっている。

**(イ)地域振興への寄与
(国有林野の貸付け・売払い)**

国有林野事業では、農林業を始めとする地域産業の振興や住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。平成29(2017)年度末現在の貸付面積は約7.2万haで、道路、電気・通信、ダム等の

資料V-14 全国の「木の文化を支える森」



注：平成29(2017)年度末現在のデータである。
資料：農林水産省「平成29年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*9 個人等を対象とした分収育林の一般公募は、平成11(1999)年度から休止している。

公用、公共用又は公益事業用の施設用地が49%、農地や採草放牧地が15%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、「FIT制度^{*10}」に基づき経済産業省から発電設備の認定を受けた事業者も貸付対象としており、平成29(2017)年度末現在で約157haの貸付けを行っている。

また、国有林野の一部に、地元住民を対象として、薪炭材等の自家用林産物採取等を目的とした共同利用を認める「共用林野」を設定している。共用林野は、自家用の落葉や落枝の採取や、地域住民の共同のエネルギー源としての立木の伐採、山菜やきのこ類の採取等を行う「普通共用林野」、自家用薪炭のための原木採取を行う「薪炭共用林野」及び家畜の放牧を行う「放牧共用林野」の3つに区分される。共用林野の設定面積は、平成29(2017)年度末現在で、119万haとなっている。

これらに加えて、アイヌ文化の振興等に必要な林産物の採取を行う新たな共用林野の設定を可能とす

る「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案」が平成31(2019)年2月に国会に提出された。

さらに、国有林野のうち、地域産業の振興や住民福祉の向上等に必要な森林、苗畑及び貯木場の跡地等については、地方公共団体等への売払いを行っている。平成29(2017)年度には、ダム用地や道路用地等として、計95haの売払い等を行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野について、平成30(2018)年4月現在、全国で881か所、約34万haを、「自然休養林」や「自然観察教育林」等の「レクリエーションの森」に設定している(資料V-15)。平成29(2017)年度には、「レクリエーションの森」において、延べ約1.4億人の利用があった。

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共団体を核とする「レクリエーションの森」管理運

事例V-15 太鼓の材料となるケヤキ等の植栽

関東森林管理局下越森林管理署(新潟県新発田市)は、平成19(2007)年度に木の文化を支える森づくりとして「鬼太鼓の森」を設定する協定を「鬼太鼓の森づくり」協議会と締結し、佐渡島の国有林において、佐渡の伝統芸能である鬼太鼓の材料となるケヤキ等の植栽、下刈りや獣害対策等の森林整備活動を行っている。

協定締結から、10年近くが経過し、市民の関心の低下が懸念されたことから、平成28(2016)年に署職員による再生プロジェクトを立ち上げ、様々な活動を行ってきた。

平成30(2018)年度においては、市民と協議会関係者による下刈りイベント、植栽地の光環境改善のため周辺のスギの伐採を実施したほか、佐渡島内の緑の少年団が集まるイベントと連携して林内に設置する樹名板を作成した。



樹名板作成の様子

*10 同制度について詳しくは、第IV章(208-209ページ)を参照。

営協議会」を始めとした地域の関係者と森林管理署等が連携しながら、利用者のニーズに即した管理運営を行っている(事例V-16)。

管理運営に当たっては、利用者からの「森林環境整備推進協力金」による収入や、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。このうち、サポーター制度は、企業等がCSR活動の一環として、「レクリエーションの森」管理運営協議会との協定に基づき、「レクリエーションの森」の整備に必要な資金や労務を提供する制度であり、平成29(2017)年度末現在、全国11か所の「レクリエーションの森」において、延べ16の企業等がサポーターとなっている。

(観光資源としての活用の推進)

林野庁は、平成28(2016)年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、平成29(2017)年4月、観光資源としての潜在的魅力がある「レクリエーションの森」を「日本美しの森 お薦め国有林」として全国で93か所選定した*11(資料V-16)。これらについては、標識類やホームページの情報の多言語化や、景観を確保するための伐採、施設整備など、重点的な情報発信や環境整備等を実施しているほか(事例V-17)、地元

の方々による様々なイベント開催等も通じて魅力の磨き上げを図っている*12。

(ウ)東日本大震災からの復旧・復興(応急復旧と海岸防災林の再生)

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災からの復旧・復興に当たって、森林管理局や森林管理署等では、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えるため、震災直後には、ヘリコプターによる現地調査や、担当官の派遣、支援物資の搬送などの様々な取組を行ってきた。

中でも海岸防災林の再生については、国有林における海岸防災林の復旧工事を行うとともに、民有林においても民有林直轄治山事業等により復旧に取り組んでいるほか、海岸防災林の復旧工事に必要な資材として使用される木材について、国有林野からの供給も行っている。

(原子力災害からの復旧への貢献)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害への対応については、平成23(2011)年度から福島県内の国有林野において環境放射線モニタリングを実施し、その結果を市町村等に提供しているほか、森林除染に関する知見の集積や林業再生等のための実証事業、国有林野からの安全なきのこ原

資料V-15 「レクリエーションの森」の設定状況

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積(千ha)	利用者数(百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	84	97	11	たかおさん(東京)、あかさわ(長野)、つるぎさん(徳島)、やくしま(鹿児島)
自然観察教育林	137	30	16	しらかみ(青森)、あんもん(青森)、ブナ平(福島)、きんかざん(岐阜)
風景林	339	133	83	えりも(北海道)、あしのこ(神奈川)、あらしやま(京都)
森林スポーツ林	39	5	3	みいけ(福島)、たきこし(長野)、おうぎのせん(鳥取)
野外スポーツ地域	183	51	18	てんぐやま(北海道)、うらばんだい(福島)、むこうざかやま(宮崎)
風致探勝林	99	19	8	ぬくみだいら(山形)、こまがたけ(長野)、にじのまつばら(佐賀)
合計	881	336	140	

注1：箇所数及び面積は、平成30(2018)年4月1日現在の数値であり、利用者数は平成29(2017)年度の参考値である。
 2：計の不一致は四捨五入による。
 資料：農林水産省「平成29年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*11 「日本美しの森 お薦め国有林」の選定について詳しくは、「平成29年度森林及び林業の動向」の8-9ページを参照。
 *12 民有林を含めた森林を観光資源として活用する取組については、第III章(145-147ページ)を参照。

木の供給等の支援を行った。さらに、環境省や市町村等に対して、汚染土壌等の仮置場用地として国有林野の無償貸付け等を実施しており、平成30(2018)年12月末現在、福島県、茨城県、群馬県及び宮城県の4県23か所で計約71haの国有林野が仮置場用地として利用されている。

資料V-16 にっぽんづく 「日本美しい森 お薦め国有林」
選定箇所の例



森林管理局	箇所数	代表例
北海道	20	ポロト、然別、えりも、ニセコ・神仙沼
東北	11	白神山地・暗門の滝、焼走、温身平
関東	15	奥久慈、野反、高尾山
中部	10	戸隠・大峰、駒ヶ岳、赤沢、御岳
近畿中国	20	安宅、近江湖南アルプス、嵐山、高取山
四国	5	剣山、工石山、千本山
九州	12	くまもと、宮崎、猪八重の滝、屋久島

注：各森林管理局の管轄区域における箇所数である。
資料：林野庁経営企画課作成。

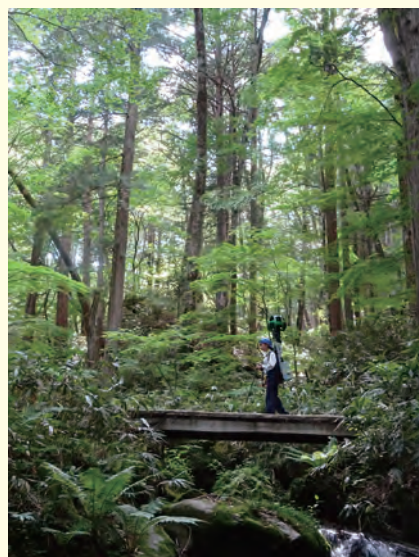
事例V-16 「ストリートビュー」を活用したレクリエーションの森の利用の推進

中部森林管理局木曾森林管理署(長野県上松町)では、インターネット上で世界中の道路沿いの風景をパノラマ画像で一般公開することが可能な「ストリートビュー^注」を活用し、管内の国有林を撮影・公開した。職員が撮影機材を背負って遊歩道沿いを歩くことで、撮影を行った。

この取組は「レクリエーションの森」を観光資源として活用し、観光需要の拡大を図るため、木曾ヒノキの美林等の当地域の優れた自然景観や魅力を発信し、インバウンドを含む旅行者へのPRを目的としている。

さらに、同森林管理署のホームページでも「ストリートビュー」で当地域の見所を紹介するとともに、管内の森林・林業について、昔の写真や歴史、逸話等も交えながら紹介するなどの工夫を行っており、多くの旅行者が当地域に足を運びきっかけとなることが期待される。

注：Google社が提供する「Googleマップ」の機能の1つで、道路や街中を360度のパノラマ写真で公開することが可能なインターネットサービス。



撮影機材を背負い国有林内を撮影する職員

事例V-17 「^{にっぽんうつく}日本美しの森 お薦め国有林」における情報発信の強化

平成30(2018)年5月、林野庁では、「^{にっぽんうつく}日本美しの森 お薦め国有林」の新たなウェブサイトを開設した。このサイトは日本語と英語の2か国語に対応しており、各レクリエーションの森の見所や楽しみ方のほか、地域のイベント等の最新情報も掲載しており、ウェブサイトの閲覧数増加につながっている。

また、一部の「^{にっぽんうつく}日本美しの森 お薦め国有林」では、通信環境を選ばないアプリを利用した多言語看板を導入したことにより、スマートフォンで、日本語だけでなく多言語の文字、音声での情報収集が可能となり、特に外国人利用者にとっての利便性が向上した。

これらの更なる情報発信強化の取組が、旅行者の増加に貢献することが期待される。



ウェブサイトのトップページ



スマートフォンアプリを利用し多言語に対応した看板

コラム ^{そうそう}福島県相双地域の森林整備事業の本格的な再開

関東森林管理局では、平成29(2017)年度に、福島県相双地域の避難指示が解除された区域の国有林において、震災発生以降行われていなかった森林整備や木材生産を一部再開しており、平成29(2017)年度は^{ひろのまち}広野町、^{はらち}榎葉町、^{かわうちむら}川内村、^{かつらおむら}葛尾村等において間伐や除伐等を実施した。

さらに、平成30(2018)年度には、福島県相双地域の各地区の国有林において、本格的に事業を再開し、事業量は平成29(2017)年度に比べ、除伐で約3倍、素材生産量で約6倍になるなど大幅に増加した。

また、震災後閉鎖していた福島県相双地域の7つの森林事務所について、平成29(2017)年度までに2つの森林事務所(^{はらち}原町、川内)が再開し、平成30(2018)年度には、森林整備や木材生産の本格的な再開に伴う事業量の大幅な増加に対応するため、残る5つの森林事務所(^{とみおか}富岡、^{きと}木戸、^{なみえ}浪江、^{くさの}葛尾、草野)を順次再開した。

今後も、避難指示解除区域における森林整備や木材生産を着実に実施し、福島県における森林・林業の復興・再生に更に貢献していくこととしている。



榎葉町における事業再開の様子